

市民まつりご出店申込の皆様へ（注意事項）
下記の記載事項をお読み頂き、ご了承の上お申込ください。

①すべての出店申込の方へ

1. ご出店にあたり、販売や展示に際しては必ずテント内でお願いいたします。テントからはみ出てイス・机・展示物等を設置されますとご来場者の通行の妨げや事故に繋がる可能性があります。又危険です。又テントを離れて引き売りする行為も禁止いたします。
2. 公共施設を使用いたしますので、樹木やその他の設備を損傷しないよう配慮して下さい。特に飲食関係ご出店予定者は地面を油等で汚さないよう必ず養生をしてください。
3. 搬入搬出の際は必ず入り口で駐車許可証を車輛のフロント部分にご提示ください。事故防止やトラブル防止のため駐車許可証がない車輛は入場をお断りします。
4. 開催時間（10:00～16:30）を守ってください。午前中での撤去や終了後の販売行為等は禁止です。
5. 緊急事態に相当する措置が発令された際は中止いたします。また開催の中止に伴う当日の仕入代金及び人件費については補償しませんので事前での計画をお願いします。
6. 場内は禁煙です。市民まつり当日に喫煙を確認した場合、直ちに改善してください。改善が見られない場合、今後の出店をお断りさせていただくことがあります。
7. 尾根幹線の駐車場は工事のため、本年度は昨年以上の台数が使用不可となります。但し出店者の方々には原則1団体1台の駐車場確保をします（キッチンカー出店者は除く）。また、E駐車場は1tトラック以上の車両や大型車は駐車できません。
8. ゴミは必ずお持ち帰りください。廃油についても、出店者が必ずお持ち帰りください。
改善が見られない場合、今後の出店禁止を含め検討させていただきます。

9. 出店申込希望者の抽選会

前述のとおり、本年度も駐車場がさらに少なくなるため、抽選になることが予想されます。あらかじめご承知置き下さい。

抽選方法

1. 抽選対象者は一般申込者を対象とし、市民まつり実行委員会関係、公共団体、奉仕団体等の申込は抽選に含まない。
2. 抽選の際は申込者の出店内容及び数を確認し、飲食、物販(飲食以外)、展示又はPRの3つのカテゴリーに分け、数が偏らないように抽選を行う。

②飲食関係出店申込の方へ

1. 保健所の指導により飲食関係の出店申込予定の方は、1テントあたり1品目販売に限らせて頂きます。2品目以上の販売はお断りいたします。(※キッチンカーについては営業許可証の範囲内での出店をお願いします)市民まつり当日に2品目以上の販売を確認した場合は、直ちに1品目にあらためて頂くか、あらためて頂けない場合は今後市民まつりの出店をお断りさせて頂く場合があります。市民まつり当日は実行委員が定期的に巡回します。尚、近年は一般飲食出店希望者が増加しています。多くの方に出店いただきたいため、連続したテントでの出店をお断りする場合があります。あらかじめご了承ください。
2. **キッチンカーの出店者を募集**します。(2台程度) 出店場所は総合体育館入口前の広場の一部を予定しています(グラウンド周辺には出店できません)。出店申込の際は通常の臨時出店届とキッチンカーの営業許可書(写し)のご提出をお願いします。
※キッチンカーによる出店の場合には、電気等設備の準備はございませんので、出店者ご自身でご準備ください。
※キッチンカーの出店場所は変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
3. 来場者からアレルギー表示をしてほしいとのご意見があることから、販売商品に特定原材料8品目(えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ))が含まれる場合には、特定原材料品目の掲示にご協力をお願いします。
また来場者からアレルギー品目の質問等があった場合には、丁寧にご対応いただきますよう、お願いします。

以上の内容をご了承いただいた上で、お申込みください。

その他手引きにある事項をよくお読み頂き遵守をお願いします。市民まつり当日はご来場者をはじめご出店者にとっても楽しく、安全・安心なお祭りになるようご協力をお願いします。

令和7年7月 Iのまちいなぎ市民まつり
産業まつり部門びっくり市部会 部長 遠藤 誠

令和7年度 Iのまち いなぎ市民まつり

産業まつり部門「びっくり市」 募集の手引き

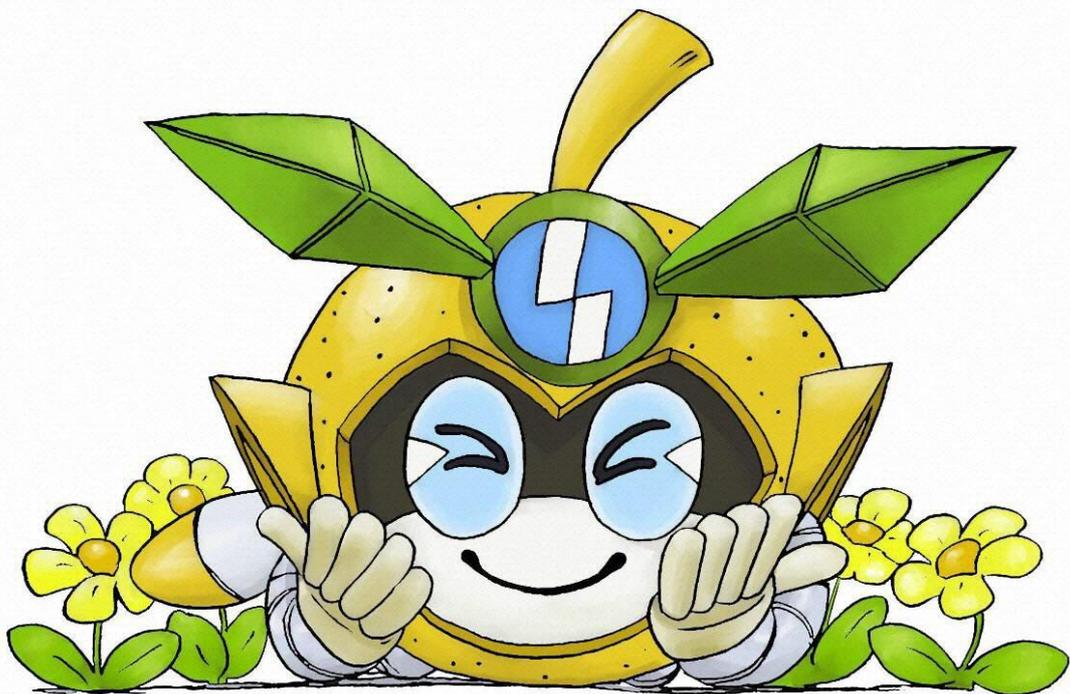
びっくり市とは

どこか懐かしく人との触れ合いが楽しく、あたたかさで溢れている昭和の商店街みたいな場所です。

開催日：10月25日(土)～10月26日(日)

— Iのまちにびっくり市あり —

～びっくり市は、「ゴミ減量化」に努めます～



©K.Okawara・Jet Inoue

平成23年10月に東京都で暴力団排除条例が施行されたことを受け、稲城市でも、平成25年4月1日に稲城市暴力団排除条例が施行されました。

多摩中央警察署の指示により、びっくり市では、出店者が暴力団関係者ではないことを確認するため、個人情報の提供をお願いしております。

重要確認事項

(1) 台風等災害・その他緊急事態に相当する場面の開催について

びっくり市では、出店に影響しない天候の日が1日だけでもあれば、台風が予測されていても開催に向けた準備をします。つきましては下記のことをご理解の上、お申し込みください。なお、中止が決定した場合はすみやかにご連絡をします。

令和7年度 びっくり市中止判断スケジュール（台風等気象条件での中止の場合）

	10/20 (月)	10/21 (火)	10/22 (水)	10/23 (木)	10/24 (金)	10/25 (土・開催日)	10/26 (日・開催日)
両日中止と判断する場合			判断日	設営中止		開催中止	
1日開催と判断する場合				天候状況に合わせて設営		土日どちらか開催	

①中止判断の連絡について

申込書の「連絡の取れる電話番号」に連絡します。あわせて、商工会ホームページにも掲載します。

②台風等による1日開催の場合の搬入について

設営の進捗状況により、当日の搬入時間が変更になる可能性があります。変更がある場合は、商工会ホームページに掲載します。

③出店料の返金について

- ・10月22日に土日両日中止と判断された場合…調整後、返金可能な場合は対応
- ・10月22日に土日どちらか1日開催と判断する場合…返金なし
- ・10月23日以降に土日両日中止と判断された場合…返金なし

④補償について

- ・天災、その他不可効力が原因として、開催を中止することがあります。主催者は、出店者及びその他のことの損害を補償しません。

(2) 消火器の設置

イベント会場の火気取り扱いテントでは、消火器を設置することが義務化されています。**火気及び発電機を使用する出店者は、消火器を出店者自身で用意いただくことを出店条件とさせていただきます。なお、設置にあたっては、消火器の使用期限内であることをご確認の上、消火器付近に「消火器」と表示をお願いします。**取り扱いの詳細については下記を参考にしてください。

火気の手配について

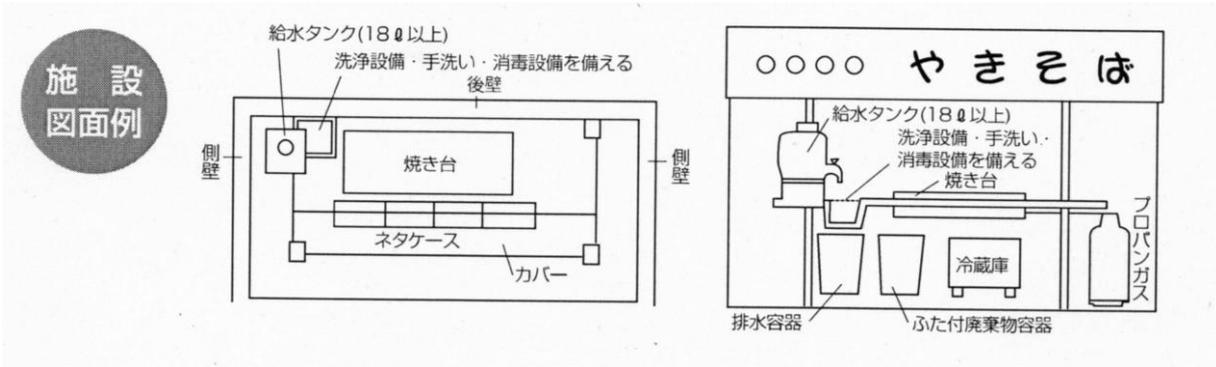
- ・ガスコンロや裸火を持つ物など引火性の高いものを使用する場合は、消火器をご用意ください。発電機の使用も含む。
- ・火気とは、気体燃料（ガス等）、液体燃料（ガソリン等）、固体燃料（炭・薪）を扱うものです。

消火器の基準について

- ・消火器は、**粉末消火器 10型以上**の設置をお願いします。エアゾール式簡易消火具や住宅用消火器は設置できません。

(3) 衛生環境の徹底

・飲食出店の場合、衛生環境を徹底してください。衛生環境を保つため、保健所では、180以上の給水タンクと排水用バケツの設置を推奨しています。



(4) 飲食出店する場合の養生の徹底

飲食テントの油や材料で地面を汚してしまうとイベント会場の管理事業者から指摘されます。飲食出店する方は、必ず養生をして地面を汚さないように販売活動を行ってください。

(5) 強風時の対応

1日目終了後は、できるだけ三方幕を上げて帰っていただくようお願いします。なお、安全措置のためテントを畳んだり、紅白幕を取り外したりすることがありますので、あらかじめご了承ください。

(6) 出店物の保護

出店者が負担される出店物の仕入れ及び保護については、自身で保険をかけるなど対策を講じてください。

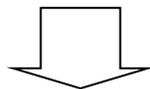
※天災、その他の不可効力が原因となり発生した損害について、事務局はその賠償責任を一切負いません。あらかじめご了承ください。

出店までの流れ

申込受付 令和7年7月22日(火)～7月31日(木)

時間：受付時間 9:00～17:00

場所：稲城市商工会 地域振興プラザ2階



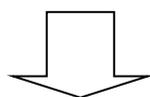
(正午から午後1時の間は申請できません)

(土・日・祝日は除く)

出店者決定 令和7年 8月28日(木) (第1次抽選)

18:00～(公開制)

稲城市商工会(会議室) 地域振興プラザ2階

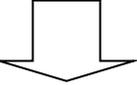


募集テント数を超える申込みがあった場合、第1次抽選を行う。募集範囲内の場合は、抽選を行いません。

※抽選結果の問合せは商工会へ

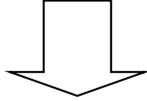
TEL：042-377-1696

出店審査 令和7年8月下旬に警察および保健所による確認

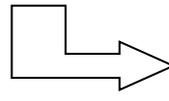


審査

指摘なし



指摘あり

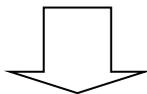


申請者に通知

出店配置決定 令和7年9月 日 () (第2次抽選)

18:00~ (公開制)

稲城市商工会 (会議室) 地域振興プラザ2階

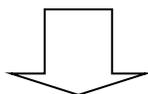


※配置場所についてクレームは受けつけません。
抽選結果の問合せは商工会へ

出店料の支払 令和7年9月 日 () ~ 月 日 ()

9:00~16:00

稲城市商工会 地域振興プラザ2階

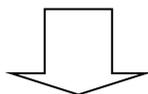


支払いは、原則振込でお願いします。(持参でも可)
支払い期限を過ぎても支払いを行っていない場合、出店許可を取り消します。

出店者説明会 令和7年10月7日 (火)

19:00~

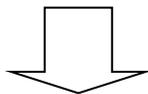
場所: 地域振興プラザ4階会議室



出店許可証と駐車券を配布します。必ずお
越してください。

前日設営 令和7年10月24日 (金) 15:00~18:00

車両搬入時間 15:00~18:00

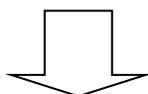


展示のみの出店者はできるだけ金曜日中に
搬入を行ってください。

当日設営 令和7年10月25日 (土) 7:00~10:00

令和7年10月26日 (日) 7:00~10:00

(専用駐車場) 車両搬入時間 7:00~10:00



車両は、テントまで入れないので、台車を用意
いただき、駐車場からの搬入をお願いします。

撤収 令和7年10月25日 (土) 16:30~18:00

令和7年10月26日 (日) 16:30~18:00

※16:30以降、専用駐車場の専用規制が解除
されますので、ご注意ください。

開催概要

- ・ 開催日程 令和7年10月25日（土）・26日（日）
- ・ 開催時間 10時～16時30分
- ・ 開催場所 稲城中央公園内
- ・ 内 容 物品販売、飲食販売、展示・PR
- ・ 募集テント数 50団体（70テント）程度
- ・ 募集キッチンカー数 2台（※テント出店との併用申込はできません）
- ・ 出店料金

No.	品 名	内 容	数 量	料 金（税込）
1	テント	売上を伴う出店者	1 張	19,500 円
2	テント	その他の出店者	1 張	12,000 円
3	キッチンカー	売上を伴う出店者	1スペース	19,500 円
4	追加テント	売上を伴う出店者	1 張	19,500 円
5	追加テント	その他の出店者	1 張	12,000 円
6	追加備品	テーブル	1 台	1,200 円
7	追加備品	パイプ椅子	1 脚	500 円
8	電気利用料	電気器具を使用する場合	1 テント	3,500 円

※キッチンカーの1スペースは縦4m×横6.4m以内となります。スペース内に収まる車両での出店をお願いいたします。



出店テント基本仕様(例)

基本的備品 概要

- ・ テント1張（1.5間×2間（2.7m×3.6m））
- ・ パイプ椅子1脚
- ・ テーブル1台（1.8m×0.45mクロス）

※出店料計算例

テント2張、テーブル2台、いす4脚、電気器具を使いたい場合・・・

No.1 テント	19,500円×1張り=	19,500円	（内訳テント1つ、机1脚、椅子1脚）
追加テント	19,500円×1張り=	19,500円	（内訳テント1つ、机1脚、椅子1脚）
No.7 追加備品	500円×2脚 =	1,000円	（内訳 椅子2脚）
No.8 電気利用料	3,500円×1 =	3,500円	（内訳設置）
合 計		43,500円	（内訳 テント2つ、机2脚、椅子4脚 電気器具使用分コンセント設置）

※テントには1台のテーブルと1脚のパイプ椅子が含まれます。【追加テントも同様】

※電力は100ボルト。200ボルトは使用できません。

※飲食出店は、1テント1商品の販売となります。

・申請書類

番号	書類名	物販 食品 キッチンカー	展示 PR
①	「びっくり市」出店申込書(様式1)	○	○
②	営業従事者一覧(様式2)	○	
③	営業従事者身分証明欄(様式3) 営業従事者全員の顔写真 1枚 ※免許証など身分証明書に顔写真が付いている場合は不要	○	△ 代表者分のみでOK
④	誓約書(様式4)	○	○
⑤	行事における臨時出店届(様式5) (<u>飲食物の営業をする方のみ</u>)	△ 飲食の方のみ	
⑥	キッチンカーの営業許可証の写し	△ キッチンカーの方のみ	

【参考】

- ・令和6年度 Iのまちいなぎ市民まつり来場者数
19(土)・20(日) 合計 65,300人
- ・令和6年度 Iのまちいなぎ市民まつり会場マップ



出店資格

- (1) 稲城市内において事業を営む者、文化、スポーツ、教育、市民生活及び福祉活動等を行っている団体（政治、宗教団体は除く。）で、I のまちいなぎ市民まつり（以下「市民まつり」という。）の趣旨に賛同協力ができ、産業まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が出店を適当と認める者。
- (2) 出店者多数の際は抽選になることが予想されます。
- (3) その他、実行委員会が特に出店を認める者。

出店規定

- (1) 尾根幹線の駐車場は工事のため一部使用不可になりましたが、**原則出店者の方々には1団体1台の駐車場を確保しますが（※但しキッチンカー出店者は除く）、1tトラック以上の車両や大型車でのご来場はできません。あらかじめご了承ください。**
- (2) **場内は禁煙です。**
- (3) 暴力団（これに類似するものを含む。以下同じ。）または暴力団に関係のある者、関係が疑われる者は出店できません。
- (4) 飲食類を扱う場合、衛生環境を保てる店舗とし、保健所の審査を得て、許可を得なければ出店できません。
- (5) 来場者からアレルギー品目の質問等があった場合は丁寧に対応してください。また、特定原材料品目の掲示にご協力をお願いします。
- (6) 火気を取り扱う場合は、消火器（粉末消火器10型以上）の設置がなければ出店できません。ご自身でご用意ください。
- (7) 名義貸しによる出店は認めていません。
- (8) **衛生面に注意しご来場者が不快に感じないように出店してください。**
- (9) **出店に伴うゴミ（廃油を含む）は必ずお持ち帰りください。**

注意事項

- (1) 当日の搬入出専用駐車場の利用は、**駐車券の提示が必要です。**必ずお持ちください。
- (2) 当日、**出店許可証を忘れずにお持ちいただき、テント内に掲示してください。**
- (3) 出店者の販売・PR等は、それぞれの**出店ブース内**にて完結させてください。
- (4) 飲食出店は、**1テント1商品**の販売となります。**（※キッチンカーについては営業許可証の範囲内での出店をお願いします）**
- (5) **会場内は禁煙とさせていただきます。**
- (6) 出店者は、この手引きに定めのない事項でも実行委員会の指示に従ってください。違反した場合は、開催中の出店または翌年度以降の出店を禁止します。
- (7) 搬入物品の空容器、カタログ、チラシ等は出店者の責任で必ずお持ち帰りください。出店物、装飾資材等を会場内に残した場合、処分に係る経費を出店者の負担として請求させていただきます。
- (8) **展示のみの出店者については、搬入を原則金曜日に行ってください。**

管理・安全

Iのまち「いなぎ市民まつり」を無事に遂行するため、下記のことにつきまして、ご理解ご協力をお願いします。

(1) 事故防止及び責任

①出店者は、事故およびケガ人を発見した場合、速やかに本部テントに連絡してください。(出店許可証の裏面に本部テントへの連絡先を記載します。)

②出店者自身の判断・行為によって事故または損害が生じた場合は当該出店者の責任になります。

③出店者は、出店物の搬入出、撤去等を通じて事故の防止に努めてください。

(2) 会場内での規制

①アンケート・カタログ・パンフレット等の配布及び物品の販売は、来場者の通行や隣接の出店者に支障をきたさないようにテント内での配布、販売を行ってください。

②テントには華美な飾り付けや、テントの敷地より机のはみ出しなどは行わないでください。

③出店者は、店の内外を清掃し、ごみなどが散乱しないように常に心掛けてください。

(3) テント内の出店者常勤

出店者は必ずそのテント内に1名以上常勤し、テント内の運営全般や出店物の管理を行ってください。テント内が無人になることは避けてください。

(4) 販売価格

①出店者は、市民まつりの趣旨を踏まえ、一般市価より安い価格で市民に提供するよう努め、また販売価格を来客者に明示しなければなりません。

②出店者は、他の出店者の価格にクレームを付けないでください。

(5) 販売品目の制限

公序良俗を損なう物品の販売は禁止しております。

(6) 販売品の返品

出店者は、販売品の開催期間中の返品については、食料品などで、食品衛生上問題のある場合を除き、原則として申し出に応じてくださるようご協力願います。

(7) 個人情報の取扱について

本年度いなぎ市民まつり「びっくり市」事業以外の目的では使用いたしません。また、法律及び条令に基づいた、警察等の行政機関や司法機関からの要請があった場合を除き、第三者には提供いたしません。

びっくり市は、「ゴミ減量化」に努めます

稲城市はSDGs（持続可能な開発目標）を達成するための基本構想を立てています。びっくり市部門では、ゴミの減量化に努めるため、来場者向けに指導員による分別等の指導を行います。出店者の皆様につきましても、ご協力をお願いいたします。

1. 容器（テイクアウト用）等で商品を販売し、あき容器・ハシ等が出る場合は、各店舗でゴミ箱を設置して自主回収し、お持ち帰りのうえ処理してください。
2. プラスチックごみの削減を実施しています。 容器・ストロー・スプーン・フォーク等について、プラスチック製品の使用を極力控えるようご協力ください。なお、袋についても紙袋を使用するなど、環境への配慮をお願いいたします。
3. 過剰な包装はしないでください。



問い合わせ先 ■稲城市商工会 TEL042-377-1696